

# 地方就職学生支援金

東京圏※1の大学を卒業した学生の十和田市への移住を伴う就職を支援するため、就職活動に係る交通費に対して、支援金を交付します。※1 東京圏：東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県

## 対象者要件

### (1)移住元に関する要件

- ①大学の卒業年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学を卒業する見込みであること。
- ②学生支援金の交付申請時において、東京圏内（条件不利地域を除く）に在住していること。

### (2)移住先に関する要件

- ①青森県内に所在する企業に就職することが令和6年10月1日以降に内定していること。
- ②卒業後に内定している企業に就職し、十和田市に移住する意思を有していること。

### (3)就職先に関する要件

- ①勤務地が青森県内に所在すること。
- ②就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。
- ③官公庁、風俗営業者、反社会的勢力又は反社会的勢力と関係性を有する法人等でないこと。

### (4)就業条件等に関する要件

- ①週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- ②十和田市から通勤が可能である地域への勤務地限定型社員として採用される予定であること。



十和田市ホームページはこちら  
<https://www.city.towada.lg.jp/sangyo/koyou/gakuseishienkin.html>

## 対象経費

令和6年6月1日以降の採用選考に要した東京圏から十和田市までの交通費

※公共交通機関を利用した場合の往復にかかる交通費

## 支援金額

上限 **1万7千円**

※対象経費の2分の1



駒松くん・駒桜ちゃん

## 申請方法

郵送、メール、持参（代理申請可）等により、申請書等をご提出ください。

※申請書等は、ホームページからダウンロードできます。

## 申請期間

令和6年10月1日(火)～  
令和7年1月17日(金)まで

### 【申請先・お問い合わせ】

十和田市農林商工部  
商工観光課商工労政係  
〒034-8615  
青森県十和田市西十二番町6番1号  
電話：0176-51-6773  
FAX：0176-22-9799  
メール：shokokanko  
@city.towada.lg.jp



● 申請までの流れ ●

<p>令和6年 6月～</p>	<p><b>就職活動（個別面接・試験）開始</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就職活動時の交通費の領収書は、大切に保管してください。</li> <li>※企業から交通費を支給された場合は、地方就職学生支援金の対象外となる可能性がありますので、ご注意ください。</li> </ul>
<p>令和6年 10月～ 令和7年 1月17日</p>	<p><b>就職内定→地方就職支援金の申請</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業への就職が内定したら、地方就職学生支援金の申請ができます。</li> <li>・まずは、ご相談ください。</li> <li>・申請し、審査ののち交付決定後に地方就職学生支援金が交付されます。</li> </ul>

● 手続きの流れ ●

<p>1</p>	<p>十和田市のホームページから申請書等の様式をダウンロードしてください。 <a href="https://www.city.towada.lg.jp/sangyo/koyou/gakuseishienkin.html">https://www.city.towada.lg.jp/sangyo/koyou/gakuseishienkin.html</a></p>	
<p>2</p>	<p>必要事項をご記入ください。 ※様式第1号-別紙「添付書類」をご確認いただき、添付漏れがないようご注意ください。 ※様式第2号「内定証明書」は、内定先の企業に記入していただく必要があります。</p>	
<p>3</p>	<p>申請書等を【青森県十和田市商工観光課】へご提出ください。 [郵 送]〒034-8615 青森県十和田市西十二番町6番1号 十和田市商工観光課 宛て [メール]shokokanko@city.towada.lg.jp</p>	
<p>4</p>	<p>申請内容を確認し、交付の可否と確定金額について通知します。</p>	
<p>5</p>	<p>通知が届いたら確定金額に基づいて、様式第6号「請求書」を提出してください。</p>	
<p>6</p>	<p>申請時の指定口座へ支援金を振り込みます。</p>	

⚠ 注意事項 ⚠

下記に該当する場合は、支援金の返還対象となりますので、ご注意ください。

- ・1年以内に就職先に就職しない、就職先を辞める、十和田市に転入しない
- ・5年以内に他市町村へ転出する など

十和田  
ごんぼう



対象経費について、企業及び他の地方公共団体等から支給を受けた場合は、対象となりませんので、ご注意ください。

※本事業は、「内定した企業における採用活動の交通費」を対象としています。

青森県内の企業に対する採用活動の交通費については、青森県が実施している【青森県UIJターン就職促進交通費補助事業】がありますので、そちらをご活用ください。また、対象経費が異なる場合は県補助事業と併用できますので、ご相談ください。  
【青森県UIJターン就職促進交通費補助事業】お問合せ先  
青森県 子育て家庭部 若者定着還流促進課 UIJターン促進グループ  
電話：017-734-9174 メール：kotsuhijosei@pref.aomori.lg.jp

十和田  
ねぼっち

